

**第 1 条 (本サービスの提供)**

当社は、この特約に基づき、特定 CATV 会員向け BIGLOBE サービス（当社所定の方法により、特定インターネット接続サービスの提供の申し込みをした会員向けに提供する BIGLOBE サービスをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。

- 2 本サービスの提供に係わる条件の詳細については、この特約に定めるものを除き、当社が別途定める BIGLOBE 会員規約（以下「会員規約」といいます。）の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先します。

**第 2 条 (この特約の変更)**

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により本サービス会員に通知することにより、この特約の変更（前条第 2 項により本サービス契約に関し適用される会員規約の規定の変更を含みます。）をすることができます。この場合、当該予告期間内に、第 9 条に基づく本サービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本サービス会員による承諾があったものとみなします。

**第 3 条 (用語の定義)**

会員規約において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有するものとします。

- 2 この特約において、次の各号の用語の意味は、当該各号のとおりとします。

- (1) 「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「本サービス会員」とは、当社と本サービス契約を締結している個人をいいます。
- (3) 「特定 CATV 事業者」とは、当社の指定に係わるインターネット接続サービスを営む CATV 事業者をいいます。
- (4) 「特定インターネット接続サービス」とは、特定 CATV 事業者が運営および提供するインターネット接続サービスをいいます。

**第 4 条 (本サービス契約)**

本サービス契約は、一の特定インターネット接続サービスの提供に係わる契約につき、一とします。

- 2 本サービス契約は、本サービス会員に係わる特定インターネット接続サービスの会員契約が終了した場合、当然に終了するものとします。ただし、本サービス契約の終了後において、本サービス会員であった者が、会員規約に基づき別途 BIGLOBE サービスの提供に係わる契約の申し込みを当社に対し行うことを妨げません。

**第 5 条 (本サービス契約の申し込み)**

本サービス契約の申し込みは、この特約（第 1 条第 2 項により本サービスに関し適用される会員規約の規定を含みます。）に同意のうえ、当社所定のオンラインサインアップ手続により次の各号に掲げる事項について漏れなく入力することにより行わなければなりません。

- (1) 申込者の氏名、住所および電話番号
- (2) 申込者が希望する電子メールアドレス名
- (3) 申込者の有する特定インターネット接続サービスの ID
- (4) その他当社が定める必要な事項

- 2 当社は、前項のオンラインサインアップ手続により申し込みがなされたとき、申込者に対し本サービスを利用するための BIGLOBE ID およびパスワードを交付します。

- 3 前項に定める BIGLOBE ID およびパスワードについては、会員規約第 11 条の規定を準用します。

- 4 申込者は、本条第 2 項に定める BIGLOBE ID およびパスワードの交付をもって、当社が第 6 条第 1 項の承諾を行ったと解してはなりません。

**第 6 条 (申し込みの承諾等)**

本サービス契約は、前条に定める申し込みに対し、当社がこれを審査のうえ承諾した日に成立します。

- 2 当社は、申込者が次の各号の一に該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、本サービス会員が次の各号の一に該当することが判明した場合、当社所定の方法にて通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第 2 号または第 4 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内には是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、本サービス契約を解除することができます。

- (1) 本サービス契約の申込時に、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 申込者が料金等の支払等を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 過去に不正使用等により本サービス契約その他当社が提供するサービスに関する契約の解除または本サービスその他当社が提供するサービスの利用を停止されていることが判明した場合
- (4) 本サービス契約の申し込みをした者が未成年者等で、本サービス契約の申し込みに当たり法定代理人の同意を得ていない場合
- (5) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

- 3 当社は、前条に定める申し込みに対し当社が承諾した場合、本サービス利用のための BIGLOBE ID およびパスワードを記載した会員証を、当社所定の方法により本サービス会員に送付します。

## 第7条（契約の変更）

本サービス契約以外の会員契約から本サービス契約への変更申込および本サービス契約の会員契約から本サービス契約以外への変更申込は、承諾いたしません。

## 第8条（権利の譲渡）

本サービス会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることができません。

- 2 当社は、この特約に基づき、本サービス会員に特段の通知を行うことなく、当社が本サービス会員から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、特定 CATV 事業者に対し譲渡することができます。
- 3 本サービス会員は、前項の目的のために、当社から特定 CATV 事業者に対し、第5条第1項第3号所定の ID、料金等の額その他特定 CATV 事業者が本サービス会員から料金等を回収するために必要な情報を開示することにつき、あらかじめ同意していただきます。
- 4 本サービス会員に係わる特定インターネット接続サービスの会員契約が終了した場合であっても、本サービス契約が終了する前に発生した本件サービスに関する料金については、なお特定 CATV 事業者から請求が行われます。

## 第9条（本サービス会員が行う契約の解除）

本サービス会員は、本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知していただきます。この場合、毎月の初日から25日までに当社に通知のあったものについてはこの通知のあった月の末日に、また毎月の26日から末日までに当社に通知があったものについてはこの通知のあった月の翌月の末日に、本サービス契約の解除があったものとします。

## 第10条（料金等）

料金等の体系は、BIGLOBE サービス料金表の「ベーシック」コースに準じるものとします。ただし、月額基本料金は、無償とします。

- 2 料金等の支払は、特定インターネット接続サービスの利用料金とともに特定 CATV 事業者に対し行われなければなりません。

## 第11条（通信料金）

本サービス会員は、月1時間を超える接続に係わる部分につき、当社所定の機器により測定した利用実績に基づいて算定した通信料金の支払を要します。

## 第12条（本サービスの変更、追加または廃止）

当社は、本サービス会員に対し当社所定の方法にて通知することにより、本サービスを変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

- 2 当社は、前項による本サービスの変更、追加または廃止に起因した損害につき、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、何ら責任を負いません。

## 第13条（利用停止）

当社は、会員規約第14条第1項各号に定める他、特定 CATV 事業者が本サービス会員に対し何らかの事由により特定インターネット接続サービスの利用を停止する旨の通知を行った場合、何らの責任も負うことなく、この本サービス会員による本サービスの利用を停止することができます。

## 附 則

この特約は、平成21年10月1日から実施します。

この特約は、平成26年4月1日から改訂実施します。